

## 日本におけるマイノリティ集団間の相克とその超克の方向性

— マイノリティ共感などによる多様性の織りなし —

白石 雅紀・戸田 有一

Inter-minority Conflict in the Japanese Context:  
Interweaving Diversity through Various Mechanisms

Masanori Shiraishi and Yuichi Toda

### 要 旨

日本におけるマイノリティ問題は、しょうがいや高齢者など、マイノリティ集団毎に論じられてきた。個人が体感するアイデンティティは単数とは限らない。「しょうがい者」と「女性」など個人内におけるマイノリティの重複、つまり「複合マイノリティ」もあり得る。重複に加え、マイノリティを捉える上で、例えば非イスラーム世界に暮らす同性婚に否定的なムスリムと同性婚を望む同性愛者の間に見られうる対立のような、「マイノリティ集団間の相克：Inter-minority Conflict (以下 IMC)」という事象もある。そして、「複合マイノリティ」は、そのような集団間の関係を個人内に持つことになる。これらマイノリティの複合や相克は、近年新たに生じた事象ではない。これまでそれぞれが個別に扱われてきたために等閑視されていた事象や個人が、マイノリティ問題の把握の仕方が変わってきたために可視化された事象である。本稿では、新たなマイノリティ問題の見方である IMC に焦点を当て、今後より可視化され得る日本における IMC を整理することを目的としている。また、IMC があったとしても、マイノリティ集団間のつながりを織りなす試みについて論点を整理し、今後の研究につながる課題の提案を行う。

キーワード：マイノリティ、マイノリティ集団、相克、共感、IMC (Inter-minority Conflict)

### 1. 背景と目的

明治政府が、疎外・差別されてきた様々なマイノリティ集団を分類して対策を取り始めて以降、秋富 (2018:37) が述べているとおり、日本国内でのマイノリティ問題は、主にしょうがい者、子ども・高齢者、女性などのマイノリティ集団ごとに論じられてきた。だが、Young (1990:47) が「私たちの社会のような、複雑で高度に差異化された社会では、どんな人も集団的アイデンティティを複数もっている」と述べているとおり、個人が体感するアイ

デンティティは単数とは限らない。「しょうがい者」と「女性」など個人内におけるマイノリティの重複、つまり「複合マイノリティ」もあり得る。重複に加え、マイノリティを捉える上で、例えば非イスラーム世界に暮らす同性婚に否定的なムスリムと同性婚を望む同性愛者の間に見られうる対立のような、「マイノリティ集団間の相克：Inter-minority Conflict (以下 IMC)」という事象もある。そして、「複合マイノリティ」は、そのような集団間の関係を個人内に持つことになる。これらマイノリティの複合や相克は、近年新たに生じた事象ではない。これまで

それぞれが個別に扱われてきたために等閑視されていた事象や個人が、マイノリティ問題の把握の仕方が変わってきたために可視化された事象である。本稿では、新たなマイノリティ問題の見方であるIMCに焦点を当て、今後より可視化され得る日本におけるIMCを整理することを目的としている。また、IMCがあったとしても、互いのつながりを織りなすための試みについて、論点を整理して提案を行う。

なお、本稿においてマイノリティとは岩間・ユ(2007:25-59)の拡散型マイノリティの概念を基盤とし、「ある社会で暮らすマジョリティと同等に社会生活を営む上で、合理的な配慮・支援を必要とする人びと」(白石・酒井・戸田2021:80)と定義する。また、相克とは国語的な定義を見ると「精選版日本国語大辞典」では、「対立・矛盾するふたつのものが、互いに相手に剋とうとして争うこと」とある。本稿におけるIMCとはマイノリティ集団間の相克関係、つまり一方を立てれば他方が立たない関係と定義する。

## 2. 本稿におけるマイノリティ集団について

日本におけるIMCを整理する上で対象となる、

マイノリティ集団について論ずる。日本におけるIMCに関する議論は上野が1995年に複合差別の一例として「社会的弱者集団間の関係(相互差別)」として論じたのが始まりである<sup>i</sup>(上野2015:357-395)。上野は自身の造語である複合差別をもとにマイノリティ集団の関係について次の通りに整理している。

- (1) 優位集団 majority と社会的弱者集団 minority との関係(いわゆる差別)
- (2) 社会的弱者集団間の関係(相互差別)
- (3) 社会的弱者集団内の関係(重層差別・複合差別)
- (4) 社会的弱者集団に属する個人のアイデンティティ複合内部の関係(葛藤)

その上で上野は、マイノリティとして「階級」「性別」「民族」「しょうがい」をとりあげ、その他にも「年齢」と「セクシャリティ」も重要な変数であると論じている。さらに「これらのカテゴリはどれも歴史的なものであり、したがってその重要度もまた歴史的な文脈に応じて変化する。たとえば性別という変数が『前景化』してきたのは『階級』という古典的な変数が相対的に重要性を失ったから(もしくは失われた社会で初めて)であり、この変数も

表1 日本政府による主な人権課題

法務省ホームページ：主な人権課題 <sup>ii</sup>	令和3年度版人権の擁護 <sup>iii</sup>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性</li> <li>・子ども</li> <li>・高齢者</li> <li>・障害のある人</li> <li>・同和問題</li> <li>・アイヌの人びと</li> <li>・外国人</li> <li>・HIV感染者・ハンセン病患者等</li> <li>・刑を終えて出所した人</li> <li>・犯罪被害者等</li> <li>・インターネットによる人権侵害</li> <li>・ホームレス</li> <li>・性的指向</li> <li>・性同一性障害者</li> <li>・北朝鮮によって拉致された被害者等</li> <li>・人身取引(トラフィッキング)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性</li> <li>・子ども</li> <li>・高齢者</li> <li>・障害のある人</li> <li>・部落差別(同和問題)</li> <li>・アイヌの人びと</li> <li>・外国人</li> <li>・感染症等～HIV/肝炎～</li> <li>・ハンセン病患者・元患者・その家族</li> <li>・刑を終えて出所した人</li> <li>・犯罪被害者等</li> <li>・インターネットによる人権侵害</li> <li>・北朝鮮当局によって拉致された被害者等</li> <li>・ホームレス</li> <li>・性的指向・性自認(性同一性)</li> <li>・人身取引(性的サービスや労働の強要等)</li> <li>・東日本大震災に起因する人権問題</li> </ul>

またやがてほかの変数にとってかわられるかもしれない」(上野 2015:387)としている。

続いてマイノリティ集団について、日本政府による公的な視点から整理を試みる。本稿におけるマイノリティの定義より、マイノリティとは配慮・支援を必要としている人びとである。その背景に、それぞれのマイノリティ集団が、社会生活を営む上での人権上の困難や被害を少なからず経験させられてきた事実がある。様々なマイノリティ集団をどう列挙するのも難しい課題であるが、ここでは、法務省ホームページに記載されている日本社会における主な人権課題と、法務省人権擁護局が発行している「令和3年度版人権の擁護」を表1にまとめる。

上野の議論と日本政府による人権課題をもとに、

本稿においてIMCを整理する上で取り上げるマイノリティ集団とそれぞれの定義は表2の通りである。

本稿では上野の議論、法務省ホームページの「主な人権課題」ならびに「令和3年度版人権の擁護」において言及されていなかった、「宗教」を新たなマイノリティ集団として加えている。理由として、例えば『食・教育・墓地』が滞日ムスリムの抱える課題」(店田・岡井 2015:1-25)とあるとおり、滞日外国籍ムスリムの課題を日本人ムスリムも共有しているからである。つまり「宗教」は本稿で取り上げる「外国籍・民族・人種」とは重ならない場合が想定されるため、本稿においてマイノリティ集団とした。

一方、今回の論文ではIMCの整理という初めて

表2 本稿におけるマイノリティ集団

本稿におけるマイノリティ集団名	定義	上野の議論	法務省ホームページ「主な人権課題」	「令和3年度版人権の擁護」
ジェンダー(女性)	社会的文化的に作られた性差に由来するマイノリティとしての女性	「性別」	「女性」	「女性」
年齢(子ども・高齢者)	年齢に由来するマイノリティ	「年齢」	「子ども・高齢者」	「子ども・高齢者」
しょうがい者・病者	自身のしょうがいや病気に由来するマイノリティ	「障害」	「障害のある人」 「HIV感染者・ハンセン病患者等」	「障害のある人」 「感染症等～HIV/肝炎～」 「ハンセン病患者・元患者」
SOGIマイノリティ	社会によって一般的とされてきた画一的男性像・女性像から外れる、SOGIESC(①性的指向(Sexual Orientation)、②性自認(Gender Identity)、③性別表現(Gender Expression)、④生まれついた身体の性(Sex OrientationもしくはSex Characteristics))に由来するマイノリティ	「セクシャリティ」	「性的指向」 「性同一性障害者」	「性的指向・性自認(性同一性)」
部落差別(社会階級)	被差別部落につながることに由来するマイノリティ	「階級」(部落差別を含む)	「同和問題」	「部落差別(同和問題)」
外国籍・民族・人種	アイヌなどの少数民族やミックスを含む外国とのつながりに由来するマイノリティ	「民族」	「アイヌの人びと」「外国人」	「アイヌの人びと」「外国人」
宗教(ユダヤ・キリスト・イスラーム各派)	ユダヤ・キリスト・イスラーム各派につながることに由来するマイノリティ(アジア・日本発の仏教、神道、儒教、新宗教、新々宗教はここでは含めない)	—	—	—

の試みを行う上で、対象とするマイノリティを限定せざるを得なかった。今回取り上げられなかったマイノリティ<sup>iv</sup>については、今後の課題としたい。

表2の通り、本稿にて取り上げるマイノリティ集団の定義づけを行ったが、Butler (1990:20) が「カテゴリとは本質的に不完全なものだと仮定することによってのみ、そのカテゴリをさまざまな意味が競合する永遠に使用可能な場として機能させることができる」と述べているとおり、カテゴリとは本質的に不完全なものである。同様に、相克もまた、本質的には不完全なものである。明確な相克ありと本稿にて規定していても、相克に当てはまらない当事者も存在する。さらには同性婚に否定的な側面もある宗教において同性婚を自ら選んでいる個人<sup>v</sup>など、集団間の相克関係を個人内に持つ場合もある。また、本稿において相克関係であるとしても、IMCにおいては必ずしもマイノリティ同士のパワーバランスが対等ではない場合もある。なぜなら「社会的不平等は、女性、こども、有色の人びと、障害者、トランスジェンダーの人びと、非正規移民、そして先住民族に対して、平等に降りか

かってくるわけではない（原文：does not fall equally）」(Hill Collins & Bilge 2020:19) からである。マイノリティ集団の議論と同様に、相克の議論も、あらゆる事例に当てはまるものではない不完全さを前提として、日本におけるIMCに関して、紙幅が許し、著者らの知見が及ぶ範囲での整理を行う。

### 3. 日本におけるIMCの整理

先行研究をもとに、日本におけるIMCを、表3に提示する範囲で整理した。なお、マイノリティ集団については日本の事情を反映させているが、実際の相克については、日本ではまだ明確な社会問題として認識されていない場合も多く、日本の実情を反映させているとは限らない。よって研究や事例は、部分的に海外の事例等から引用している。ただし、表中で「明確な相克あり」としている事象は、日本社会においても近いうちに表面化する可能性がある。

続いて表3において「★明確な相克あり」としている各相克について検討する。

表3 マイノリティ集団間の相克表

	ジェンダー (女性)	年齢 (こども・高齢者)	しょうがい者・病者	SOGI マイノリティ	部落差別 (社会階級)	外国籍・民族・人種	宗教 (ユダヤ・キリス ト・イスラーム各派)
ジェンダー (女性)		▲	★	★▲	▲	▲	★
年齢 (こども・高齢者)	▲		—	▲	—	▲	—
しょうがい者・病者	★	—		▲	—	—	—
SOGI マイノリティ	★▲	▲	▲		—	—	★
部落差別 (社会階級)	▲	—	—	—		—	—
外国籍・民族・人種	▲	▲	—	—	—		—
宗教 (ユダヤ・キリスト・イスラーム各派)	★	—	—	★	—	—	

★・・・明確な相克あり

▲・・・明確な相克ではないが、類似の相対あり

—・・・現時点で把握できていないが、今後表面化する可能性あり”



### (1) ジェンダー（女性）としょうがい者・病者の相克

様々なIMCとして、まず女性の権利としての選択的人工妊娠中絶としょうがい者の生きる権利の相克に着目する<sup>vi</sup>。日本において、女性の権利としての選択的人工妊娠中絶としょうがい者の生きる権利との相克が表面化したのは1972年に優生保護法改定案が上程されたときである（立岩2019）。当時の経緯を大まかに述べると、優生保護法を改定し人工妊娠中絶を規制する動きがあったことに対して、女性解放（ウイメンズ・リベレーション）運動（以下ウーマンリブ）の立場から人工妊娠中絶の規制に反対する声があがった。ウーマンリブ側は「産む、産まないは女性が決める」といったスローガンを掲げ、優生保護法改定案を「中絶禁止法」と呼び、反対活動を行った。その一方、脳性まひ当事者団体「青い芝の会」から、しょうがいのある胎児を中絶することも「女性が決める」ことに含まれるのかとの批判があがった。もともと1970年に介護を苦し、母親が重度心身障害児の我が子を絞殺する事件において、マスコミが母親を擁護する記事を掲載したことなどに対し、「障害者が殺されるのが当然であり、救わなければならないのは母親のほうなのだとする健全者社会のありかた」（横田2016:42）を問うてきた当事者からは優生保護法改定におけるウーマンリブの中絶規制反対運動は見過ごせる主張ではなかったからである。もっともウーマンリブ側も『「産む、産まないは女性が決める」というスローガンで表現しようとしたのは『国は女に対し、産めとか産むなとか管理するな』ということであった」（萩野2014:116）のであり、人工妊娠中絶を優生思想の立場から選択的に行うことまでは想定していなかった。ウーマンリブ側は当事者団体の批判を受け、優生保護法改定案を「中絶禁止法」と表現することを止め、胎児条項の撤廃<sup>vii</sup>をめざすことで両者は一定の合意を得て、当時の優生保護法改定は阻止された。

だが、しょうがい者・病者の生きる権利と『「中絶の自由』は、自明のものでも所与のものでもない。

闘いと、そして守らなければならないものである」（上野2015:229）とする女性の権利としての人工妊娠中絶の相克は、その後も1980年代の優生保護法改定案の議論や生殖医療の進歩によって新たな出生前診断技術が普及したときなど、その都度論争となっていた。特に近年の新型出生前診断（Non-Invasive Prenatal genetic Testing（略称：NIPT））の普及により改めて表面化しつつある事象<sup>viii</sup>である。

### (2) ジェンダー（女性）とSOGIマイノリティの相克

続いて、女性の地位向上を目指す活動と、性別を男女で分けないことを目指す活動の相克に着目する。

世界経済フォーラムの「The Global Gender Gap Report 2021<sup>ix</sup>」によると2021年の日本のジェンダーギャップ指数の総合スコアは0.656、順位は156カ国中120位となっており、先進国の中でも最低レベルである。アジア諸国の中でも韓国や中国、さらにはASEAN諸国よりも低い結果となっている。

ベティ・フリーダンの『新しい女性の創造』の日本語訳が出版された1965年以降、日本においても女性解放をめざす運動であるウーマンリブが盛んになった。1988年にベストセラーとなった『女遊び』の著者である上野千鶴子や、1990年代にテレビで人気者になり参議院議員になるほどの支持を集めた田嶋陽子など、多くの研究者が日本女性の現状と課題について、家父長制への批判など幾多の視点から数多くの発信を行ってきた。にもかかわらず2021年現在、諸外国よりも低いジェンダーギャップ指数は「今の日本は、政治や経済の重要事項を男性が決定し、女性がそれに従って生活する『家父長制』が成立しているといえる」（中村2021:175）との指摘のとおり、未だに日本の女性の位置づけは、マイノリティとしての不遇を強いられたものであることを示している。

一方、世界を見るとジェンダー（性別）を男女で分けないことを目指すクィア化の流れが始まっている。1991年にクィア理論を持ち込んだ Teresa de

Lauretis の論文、『Queer Theory: Lesbian And Gay Sexualities An Introduction』や、ジェンダーという概念の基盤にセックスを置くことを否定した Butler の『ジェンダー・トラブル』(1990)を始め、クィア理論に関しては数多くの研究が行われ、蓄積が進んでいる。クィア理論の研究が進む中で、Ekins & King (2006:20-21) が著書『The Transgender Phenomenon』で言及しているとおり、トランスジェンダーの視点からジェンダーの絶対性をクィア化するアプローチが現れ始めている。

ジェンダーを男女で分けられないクィア化とはどのようなことなのか。例えば、「日本人女性労働者の就労上の悩みとして月経に関する悩みが65%あり、特に20代から40代の者に限ると約8割が就労上困難を感じると回答していた」とする佐々木・津野等(2021:287-288)の研究がある。クィア化の視点からこの研究を捉えると、そもそも月経は女性労働者の問題と規定して良いのかという疑義が生じる。なぜなら、性自認は女性であるが、身体は男性である SOGI マイノリティ女性には月経は起こらない。さらに、性自認が男性で、身体は女性である SOGI マイノリティ男性は男性ではあるが月経は起こる場合もある。つまりクィア化の視点において月経は女性の就労上の問題とは捉えられず、People who Menstruate (生理のある人)の就労上の問題と捉え直すことになる。以前の社会状況と比較すると、トランスジェンダーなどの SOGI マイノリティの可視化がより進んだ結果、かつて「女性の問題」とされてきた問題が解決されないまま「女性の問題」と限定できなくなっている。では、就労上の悩みとしての月経を「女性の問題」ではなく、「生理のある人の問題」として、個別の問題と捉えるべきなのか。前述の通り、現在の日本社会は男性が規範となっている社会であり、女性はマイノリティである。その現実を無視してクィア化をすすめ、女性の問題を個別の問題として捉えてしまうと、現存する女性問題の不可視化に繋がる可能性がある。ここに、ジェンダーの立場から女性の地位向上を目指す活動と、SOGI マイノリティの立場からクィア化を目

指す活動の相克が、「同時に両立しにくさ」として表出される。

### (3) ジェンダー（女性）と宗教（ユダヤ・キリスト・イスラーム各派）の相克

ジェンダーと宗教は「宗教とフェミニズムもお互いを否定し合う共存不可能な気まずい関係にある、とみなされてきた」（川橋 2016:27）現状がある。「多くの場合、宗教が思想、制度両面で女性を拘束し抑圧するように見えるために、宗教の主題はジェンダーフェミニズム研究において軽視され、宗教研究とジェンダー研究とを接合させる試みは二律背反であるとさえ言われてきた」（川橋・黒木 2004:17）。その一方、宗教研究の立場からも、「宗教研究もジェンダー研究に強い抵抗感を抱いてきた」（川橋 2016:5）経緯がある。

本稿におけるマイノリティ集団である宗教（ユダヤ・キリスト・イスラーム各派）における、女性軽視の歴史について、中村（2021:24-25）は次のように述べている。

『『創世記』の解釈から、キリスト教における女性差別の教えが導き出されました。第一に、神は男性を創った後『男性を助ける者として』、男性の肋骨から女性とを創ったと書かれていることから、創造の始めから女性は男性の支配下にいるべき者とされたという解釈が出てきます。(略)第二に、人間が楽園を追放されるもとなった神の命令に対する違反を主導したのは女性でした。(略)それゆえ女性は同等的に劣る存在であって誘惑されやすいので、男性が支配下に置き、押さえつけなければならないと教えられるようになりました」。

その中でも特に、ジェンダー（女性）と宗教（ユダヤ・キリスト・イスラーム各派）で明確な相克と捉えられる事象として、人工妊娠中絶の是非を問う論争がある。プロライフ・プロチョイス論争と呼ばれているこの論争は、「胎児の創造は神の業であることから、人工妊娠中絶は人殺しであるとして、

人工妊娠中絶の完全禁止を訴えるプロライフ派と人工妊娠中絶は女性の権利と捉えるプロチョイス派の論争」(田島 2006:19-25)であり、宗教的信念に基づき、人工妊娠中絶は絶対に認められないとする立場と、女性の権利として人工妊娠中絶を許容する立場との相克である。なお、日本においても、宗教的信念から人工妊娠中絶の禁止を求める運動は、前述の1972年の優生保護法改定の動きがあった時に宗教団体である「生長の家」より出されたが、本論文では詳しくは取り上げない。ジェンダー(女性)と宗教(ユダヤ・キリスト・イスラーム各派)の相克は、日本においては一般的であるとは言えないが、今後は顕在化する可能性がある。

#### (4) SOGI マイノリティと宗教(ユダヤ・キリスト・イスラーム各派)の相克: 宗教的信念に基づくホモフォビア

ジェンダー(女性)と宗教(ユダヤ・キリスト・イスラーム各派)の関係と同様に、SOGI マイノリティと宗教(ユダヤ・キリスト・イスラーム各派)にも相克の歴史的経緯がある。「ヘブライ語聖書を共通の経典としてもつユダヤ教・キリスト教・イスラームはその記述を源として、長い間同性愛者への迫害を行ってきた」(Fone 2000:8)と指摘される。宗教的信念を基とした同性愛者への迫害を乗り越え、現在では同性婚を合法としている国がある一方、未だに同性愛を違法としている国もある<sup>x</sup>。「同性愛はアラブ・イスラーム世界ではセンシティブな話題であり、ハラーム(禁忌)としばしばみなされる」(Wester 2017:1)とあるとおり、特にイスラーム諸国では同性愛は違法であることも未だに多い。

宗教的信念にはホモフォビア(同性愛嫌悪)が含まれている場合があることに対し、この相克の克服に真っ向から取り組んでいる「クィア神学」というアプローチも存在する。『クィア神学』とは1980年大以降のクィア・アクティビズムやクィア理論の発展の一部に位置づけられるものであり、『クィア』な視点を(その多義性も含めて)キリスト教神学の枠組みに取り入れようとする試みと定義

できる」工藤(2022:27)。クィア神学のアプローチが成り立つためには、キリスト教やイスラームにおいて神の言葉の解釈は宗派・個人によって異なるという前提が必要になる。つまり、個々の宗教的信念の解釈に他人が介入することはできないのである。しかし、だからこそその帰結として、新たな教義解釈が提起されたとしても、宗教的信念に基づくホモフォビアは一部の信者には許容され、そのためSOGI マイノリティと宗教(ユダヤ・キリスト・イスラーム各派)の間に相克がうまれるケースが生じることとなる。

日本国内でSOGI マイノリティと宗教(ユダヤ・キリスト・イスラーム各派)の相克が顕在化した事例としては、1998年に日本基督教団内にて、教師(牧師)として同性愛者を承認する経緯において「聖書を持ち出して同性愛者を断罪する」(小林 2021:16-30)行為が行われたことがあげられる<sup>xi</sup>。現在では「この『差別事件』は、日本のキリスト教界において、はじめて公的に起こったものであった」(堀江 2006:199)と位置づけられている。相克が顕在化して以降、日本においてもクィア神学の立場から、SOGI マイノリティと宗教(ユダヤ・キリスト・イスラーム各派)をつなぐ試みが行われている(堀江 2006, 小林 2021, 工藤 2022 など)。

ここまで、日本におけるIMCを整理して概観してきたが、続いてマイノリティ集団間のつながりを織りなす試みについて、論点を整理して提案を行う。

#### 4. マイノリティ集団間のつながりのために: アイデンティティポリティックス、不安定性、文化、共感

本節では各マイノリティ集団間のつながりを「織りなす」ための検討を行う。つながりを「織りなす」と表したのは、集団間の相克が決定的な断絶や深刻な対立にならないための、各集団の共存が可能になるための「多様な」試みが相互に補完しあい、各マイノリティ集団間のつながりを全体的に織りなしていく未来像をイメージしているためである。ま



た、類似の用語として「構築」があるが、つみあげていく硬いイメージのある「構築」ではなく、本稿では柔らかく紡ぐことで生成する「織りなす」を用いる<sup>xii</sup>。つながりを織りなす多様な試みとして、アイデンティティポリティックスと、共有の観点から不安定性、文化、そして織りなす際の情動的契機としてのマイノリティ共感をとりあげる。

### (1) アイデンティティポリティックス

まず、各マイノリティ集団のアイデンティティの観点からマイノリティ集団間のつながりを織りなす試みの検討を行う。マイノリティ集団について焦点を当てる手法の一つとして、アイデンティティポリティックス（以下 IP）がある。Kenny（2005:3）が述べているように、IP は隠蔽され抑圧され、無視されてきた多様な集合的アイデンティティにもとづいた、新たな種類の社会運動の登場に光を当てるために用いられてきた。そして IP は Fukuyama（2018:115）が述べているとおり、具体的な公共政策を改善させてそれらの集団に恩恵をもたらし、文化的規範にも望ましい変化をもたらした。

一方で「重要なことは、抑圧された集団が苦しんでいる不利益のいくつかは、その集団の固有性を積極的に承認しなければ、政策的に救済できないという点である」（Young 1990:173）とあるとおり、IP は政治目標の達成を目指すその性質上、集団の固有性（あるいは均一性）を積極的に承認すること、すなわち対象となる集団の均一的な定義を明確にすることが求められてきた。しかし集団の均一的な定義を明確にすることは、集団に所属する個人のアイデンティティが均一ではないことから困難を伴う。結果として「IP はグループ内の違いを頻繁に混合したり、無視したりしてきた」（Crenshaw 1991:1242）と言われている。IP がグループ集団に所属する個人を均一アイデンティティの保持者と定義（規定）する際には、マイノリティ個々人の交差性、複合性は無視されてきたと認識せざるをえない。

実際には、マイノリティ集団内の個々人のアイデ

ンティティは均一ではない。「きわめて当たり前のことだが、女性がみな同じ一つの何かを共有しているわけではない」（清水 2021:150）と言明されるように、同じマイノリティ集団内にあっても、個々人のマイノリティとしての経験や感じる抑圧は異なる。さらに「アイデンティティがひとまとまりの固定した属性や、内的自我という不変の本質などではなく、継続して変化しながら位置づけるプロセスだと理解するようになった。（中略）アイデンティティは、つねに決して完成することのない、生成の過程なのだ。特異であり完成され、仕上がった存在の様態というよりも、さまざまに変化する自己同一化のプロセスなのだ」（Hall 2018:16）とあるとおり、個人のアイデンティティでさえもプロセスであり変容する性質をもっている。

以上の通り、マイノリティ集団内の個々人のアイデンティティは均一ではないことと、アイデンティティは個人内にて変容することを認識した上で論を進めたい。では、各個人のアイデンティティは不均一で不安定であるがゆえに、マイノリティ集団間のつながりを織りなす試みにはなり得ないのか。この点について、クィア神学の立場から工藤が行っている考察は参考になる。工藤はクィア神学の先行研究より「性をめぐるアイデンティティ・カテゴリーが決して本質的なもの・固定されたものではなく、社会的に構築されてきたものであり、また流動性を持ったものである」ことを前提としながらも、アイデンティティを完全に不安定化することには次の危惧を抱いている。「社会全体においてはまだ性をめぐる差別構造やその力学が広く認識されているとはいいがたく、そのような中でこうしたカテゴリー自体の無価値性や『非究極性』ばかりを強調することは、かえってそうした権力構造を覆い隠す方向に左右してしまうのではないかと危惧する」（工藤 2022:278）。この工藤の危惧するところは、本稿の「3.2 ジェンダー（女性）と SOGI マイノリティの相克」においてもとりあげた「現存する問題の不可視化につながる」リスクと重なる。ここで、IP は「黒人、女性、同性愛者を政治的争点に押し上



げるといふ点で特に成功している」(Procter 2004:118)という歴史的経緯があることを改めて確認したい。本稿においても「あくまで暫定的にアイデンティティ・カテゴリーを用いつつ、しかし自らそのカテゴリーの前提を暴露しそれを無効にしていくような動きが必要とされているのではないか」(工藤 2022:279)とする工藤のダイナミックな問いかけを共有した上で、IPを、マイノリティ集団間のつながりを織りなす多様な試みの一つととらえた

## (2) 共有：基準となる共通の構造について

先述の工藤(2022:279)は、SOGIマイノリティと宗教の相克の克服に取り組むキア神学の試みのなかに「性的アイデンティティと宗教的アイデンティティのいずれをも土台としない連帯の探求が含まれていることは重要である」と述べている。本稿においてもアイデンティティのみを土台としない、マイノリティ集団間のつながりを織りなす試みについて検討を行う。たとえば、しょうがいに対するフェミニスト現象学的アプローチの観点からは、次のような指摘がある。

「私たちは日常生活の多様な事象に関係し、多様な活動に従事している。その際、私たちは独自の経験を持ち、特有の世界を生きている。これらの経験や世界はそれぞれ特有のものであるが、お互いにまったく理解し合えないものではない。私たちが男性的・健常者の生を営んでいるときには、それぞれの経験はすでに記述されており、一定の共通の構造を持ち合わせている。それは、そのような共通の構造を基準として相互にコミュニケーションをし合うことによって、互いの経験のある程度理解し合うことが出来るからである。だが、月経や妊娠・出産などを経験する女性や障害者や患者になると、その経験のあり方は大きく変化し、私たちが生きる世界のあり方もまた大きく変容する。女性や障害者の経験や世界は、男性や健常者の経験や世界とは異なっており、両者の間には相互に理

解し合うための共通の基準が少ないため、女性や障害者の経験を理解することには困難がつきまとう」(稲原 2020:160)。

各マイノリティ集団(さらには集団内の個人)は、各集団(あるいは各個人)が特有の異なる経験をしているため、互いを理解することには困難がつきまとう。では、そのような各マイノリティ集団(や個人)をつなぐ「基準となる共通の構造」はあるのだろうか。この問いかけへの回答のひとつとして、Youngは、個人の中には複数のアイデンティティがあることを前提に、潜在的に共有している側面を意識することで、互いの差異を認識しつつも、親近感を生み出すことができると述べている。「異なる集団は、常にある面では類似しており、属性や経験や目標のいくつかを潜在的には常に共有しているのである。(中略)差異とアイデンティティ双方の意味を文脈化すると、『親近性に基づく集団』内の差異も認識できるようになる。私たちの複雑な多元社会では、あらゆる社会集団がそれぞれを横断する集団的差異を包含しており、それが知恵、興奮、紛争、抑圧の潜在的な源泉となっている。たとえばゲイには、黒人も、金持ちも、ホームレスも、高齢者もいるだろう。そして、こうした差異が、ゲイ同士の異なる自己同一化や潜在的な対立を引き起こすとともに、異性愛者との親近感も生み出すのである」(Young 1990:172)。Youngの指摘する「共有している側面」を各マイノリティ集団間のつながりを織りなすための「基準となる共通の構造」ととらえ、「共有している側面」として「不安定性」と「ディアスポラ・アイデンティティと文化」を簡潔に論じる。その後、つながりを織りなす際の情動的契機としてのマイノリティ共感をとりあげる。

## (3) 不安定性

Butlerは、ジェンダーマイノリティやセクシャルマイノリティと、一般的な不安定な住民と結びつけるつながり(coalition)の枠組みとして「不安定性(プレカリティ)」という概念を提唱している。「不

安定性は女性、クィア、トランスジェンダーの人々、貧者、身体障害者、無国籍者、また宗教的、人種的マイノリティを集合させる概念である。それは社会的、経済的条件であるが、アイデンティティではない（実際、不安定性はこれらのカテゴリを横断し、互いが帰属していることを認めていない人々の間に潜在的な連携を生み出す）」(Butler 2015:58)。多くの住民は、特定のマイノリティの当事者ではないかもしれない。ただ、マイノリティ当事者が直面している「不安定性」は誰もが共有している。「不安定性」とは、日常生活において、適切な保護や救済がなければ、住民が直面するであろう病気、貧困、飢餓、暴力などに対するリスクのことである。人はマイノリティ当事者であろうと、そうでなかろうと、日常における「不安定性」を共有している。マイノリティと一般的な住民との間のつながりのみならず、Butlerの不安定性は、各個人の人生の時間軸を持ち込むことで、マイノリティ集団間のつながりを織りなす試みになり得る。ただし、特定の時点にたった場合には、そこに分断と不平等が存在することも認めなくてはならないだろう。

#### (4) カルチュラル・スタディーズにおけるディアスポラ・アイデンティティと文化

カルチュラル・スタディーズ（主にスチュアート・ホールとポール・ギルロイによる）では、共に同じ社会で暮らしている人が共有する「文化」を軸に、個々人の差異をディアスポラ・アイデンティティとして捉え直すことを提唱している。ディアスポラとは、もともとイスラエルより世界各地に離散したユダヤ人に対して用いられた用語であるが、カルチュラル・スタディーズの創始者であるHallによって新たに意味づけされた。Hallによるディアスポラ・アイデンティティでは、個人は複数の文化・アイデンティティを所持している主体であり、文化・アイデンティティは常に変容している過程にあると捉えている(Hall 2017)<sup>xiii</sup>。そこでは多様な個人をディアスポラ・アイデンティティの主体と捉え直すことにより、マイノリティ集団の境界は消去

される。その上で「文化の消費が発生する空間は、ジェンダー、年齢、階級、地域性にもとづいて生きられ、形成された関係によって人種をめぐる政治が消去されうる、あるいは消失しうる場所をもたらしているのだ、という考え方についても考察される」(Gilroy 1987:210-211)とあるとおり文化を共有する空間においても、互いの差異は消去されうる。具体的な事例として、日本におけるプライドパレードがあげられる。1994年に東京にて日本初のプライドパレードが開催されて以降、日本でも各地でプライドパレードが開催されている。その中でも最大規模の東京レインボープライドではパレードのみならずライブフェスティバル<sup>xiv</sup>も行われている。プライドパレードでは文化を共有することで、参加者のSOGIに基づく差異を消去し、参加者誰もがSOGIマイノリティ問題を「私たちの問題」として表明できる場となっている。よって、多様な個人をディアスポラ・アイデンティティの主体と捉え直し、互いに文化を共有することはマイノリティ集団間のつながりを織りなす試みとなる。

#### (5) 織りなす際の情動的契機としてのマイノリティ共感

ここまで述べたように、マイノリティ集団間や個人間の差異を豊かな多様性へと織りなしていくことは、可能性としてはありうるものの、「常に起こる」ものではない。アイデンティティの均一性と多様性の流動や、不安定性や差異の消去への流動という、リスクを予期しつつも変わろうとする動きには、なんらかの契機が必要となる。その契機としては、トラブルを回避したい、あるいは利益を得たい、という動機も考えられる。他にも多様な契機があり得るが、そのひとつの情動的な契機として、最近提起されたマイノリティ共感に触れておきたい。

葛西は、SOGIマイノリティに肯定的でAllyとして活動している人へのインタビュー(葛西・小渡2018)の分析に基づき、マイノリティ集団をつなぐ「マイノリティ共感」が成り立つ可能性を論じ、『『マイノリティ共感』は、自分自身のマイノリティ

としての経験から、他のマイノリティの立場や経験に共感をしめすものである」(葛西 2019:139)としている。本稿でとりあげたマイノリティ集団はマイノリティであるが故に、様々な差別や偏見、抑圧を経験している。個々人が経験する差別や偏見の出来事はそれぞれ異なるものの、その時に抱いた感情体験は共通すると推察できる。つまり、マイノリティ当事者が被差別体験時に抱く感情は、互いに類推可能であり、また、直感的に共感できるのではないかというのが、葛西の示唆する可能性である。「過去に逆境を経験することは思いやりを感じる傾向と関連しており、逆境が共感性を高めることと関連していると考えられる」(Lim & Desteno 2016:6-7)という指摘もあるとおり、逆境、すなわちマイノリティ個々人が経験してきた被差別体験やいじめられた経験は、互いへの共感性を喚起することにつながる。

ただし、この共感の機能については限界を指摘する見解もある。Bloomは「『他者が感じていると思しきことを自分でも感じる』、すなわち『他者の経験を経験する』という意味での共感」(Bloom 2016:3)について、愚かな判断を導き、無関心や残酷な行為を動機づけることも多いため道徳的指針としては不適切であると著書『Against Empathy』(2016)において論じている。なぜなら共感スポットライト的であり、光が当たる対象には共感するが、光の当たらない暗闇部分を敵だと認識してしまう恐れがあるからであると述べている。Bloomの論が正しければ、共感を用いてつながりを織りなそうとすると、互いに共感できなかつた場合、逆に互いを敵であると認識する恐れがあることになる。共感の範囲について Bloom は次の通り述べている。「共感では照らし出すべき特定の空間を選び出し、残りの空間を暗がりのままにしておく。その焦点は狭い。何が見えるかは、スポットライトを用いてあなたがどこを照射しようとしたかに依存し、そのためにそれはあなたのもつバイアスが反映される」(Bloom 2016:86)。Bloom は共感を抱くスポットライトの当たる範囲には個人のバイアスが反映さ

れるとしているが、Zaki (2019:36-37) は Bloom の論について、共感はその出来事に反応するわけではなく、自分がその出来事を「どう解釈したか」によって変わってくる、つまり考え方を換えさえすれば気持ちを変えることができるはずではないかと述べている。一時的に共感の範囲は狭かったとしても、自身の考え方さえ変えれば、共感の範囲(スポットライトの当たる場所)を広げることは可能であることを Zaki は示唆している。また、共感性の研究の古典ともいえる研究において、Hoffman は、multiple empathizing という概念を提案している。これはまさに、共感がスポットライト的に機能するのではなく、多方面に機能する可能性を示す用語である。Hoffman (2000:294) は、人は自分と同じ好み、態度、興味、人生の目標、慢性的な心配事などをもっていると思われる人に共感し、助けるという研究結果をもとに、この類似性バイアスを重要なライフイベントに対する感情的な反応に関して、汎人類的(pan-human)な一体感を生み出すために「採用(recruited)」できることは明らかなようだと述べている。

また Hoffman は次の通りにも述べている。「私が提案していることは共感バイアスを親族に対する共感と、見知らぬ人に対する共感のギャップを縮小する方法として利用することである。さらに重要なのは、苦痛を感じている見知らぬ人に対して否定的な見方をする一部の人の傾向を減らすことであり、伝統的な民族的対立などから派生する他の集団に対するステレオタイプ、敵意、憎悪を減らすことである。Multiple empathizing の訓練は、見知らぬ人よりも親族に共感するという人間の自然な性向に負けることなく、むしろそれを活かすことができるかもしれないのである」(Hoffman 2000:297)。当初は個人と個人の局所的な共感であっても、それが広がることによって、Bloom が論じている共感の限界を考慮しても、共感マイノリティ同士のつながりを織りなす契機となりうると、筆者らは考える。



## 5. 今後の課題

本稿ではマイノリティ問題の把握の仕方が変わってきたために可視化された事象である IMC に焦点を当て、いくつかの相克課題を俯瞰的にみることで整理を試みた。ただ、本稿で取り上げた相克課題やマイノリティ集団については、そもそも様々な立場の者による共通理解は成り立ちにくい。それは、議論の際に漏れている事象があることや、常に変化する社会や個人に応じて、その都度、再定義され続けるからである。

本稿においては、少なくともマイノリティ集団間には相克課題が様々にあり得るということを示せたのではないか。以下に、本稿の結びとして今後の課題を述べる。

### (1) 本稿で取り上げなかったマイノリティと相克について

IMC の整理という初めての試みを行う上で、マイノリティに該当する対象を限定せざるを得なかった。そのため、本稿では取り上げなかったマイノリティが数多く残っている。少なくとも、法務省のホームページ並びに令和3年度版人権の擁護において言及されているマイノリティである「刑を終えて出所した人」「インターネットによる人権侵害」「北朝鮮によって拉致された被害者等」「人身取引」「東日本大震災に起因する人権問題」については今後の課題としたい。また、この他にも不可視化されているマイノリティが存在しており、今回とりあげた4種類のIMC以外のIMCもあり得る。それらのマイノリティやIMCも含めて、日本社会におけるIMCをより精査・再検討していく必要がある。

### (2) 相克が生じる事由について

続いての課題として相克が生じる事由の整理についてとりあげる。本稿にてとりあげたIMCにおいて、相克が生じる事由を暫定的に表4の通りに整理した。

表4 相克の種類

IMC	左記の相克の生じる事由
・「ジェンダー（女性）と SOGI マイノリティの相克」 ・「ジェンダー（女性）としょうがい者・病者の相克」	①資源制約と社会システムに起因（もしくは依存）する相克
・「ジェンダー（女性）と宗教（ユダヤ・キリスト・イスラーム各派）の相克」 ・「SOGI マイノリティと宗教（ユダヤ・キリスト・イスラーム各派）の相克」	②宗教的な信念がかかわる相克

さらに本稿では紙面の事情により取り上げなかったがマイノリティ集団間の関係において「ジェンダー（女性）と年齢（子ども・高齢者）」「ジェンダー（女性）と部落差別（社会階級）」「年齢（子ども・高齢者）と SOGI マイノリティ」「年齢（子ども・高齢者）と外国籍・民族・人種」「ジェンダー（女性）と SOGI マイノリティ」「しょうがい者・病者と SOGI マイノリティ」の間に相克に類似する相対がある（表3「マイノリティ集団間の相克表」▲参照）。これら相対が生じる事由毎に整理すると表5の通りとなる。

表5 相克に類似する相対の種類

マイノリティ集団間の相対	左記の相対が生じる事由
・「ジェンダー（女性）と年齢（子ども・高齢者）」 ・「年齢（子ども・高齢者）と SOGI マイノリティ」 ・「年齢（子ども・高齢者）と外国籍・民族・人種」	③マイノリティに対する差別が、世代によって強く表出される相対
・「ジェンダー（女性）と部落差別（社会階級）」 ・「ジェンダー（女性）と SOGI マイノリティ」 ・「しょうがい者・病者と SOGI マイノリティ」	④自身の被抑圧体験から他のマイノリティを差別する相対

相克と、類似する相対が生じる事由について、暫定的に整理してみたが、この整理に関する批判的な検討が今後必要である。本稿で取り上げられ

なかったマイノリティ集団やIMC、さらには今後新たに顕在化するIMCを考慮することによって、相克が生じる事由をより具体的に整理することが可能になるであろう。単一のIMC内においても相克が生じる事由は多様な要因が絡まり合っていることが想定できる。相克が生じる理由を整理し、マイノリティ集団間のつながりを織りなす際の隔てを丁寧に検討していくことが必要である。この点についても今後の課題としたい。

### (3) つながりを織りなす試みについて

本稿では先行研究を参照しながらIMCの整理を行い、マイノリティ集団間のつながりを「織りなす」多様な試みとして、アイデンティティポリティックスと、共有の観点から不安定性、文化、そして織りなす際の情動的契機としてのマイノリティ共感をとりあげた。つながりを織りなす試みは一様ではない。現実として、IMC当事者は相克を抱えながら生きている。つまり、何かしらの形で当事者自身の中で折り合いをつけることで、マイノリティの複雑な重なりを生き、他者との多様なつながりの折り合いをつけている。IMC当事者それぞれが行っている、その折り合いのつけ方は、個人によって異なることが想定できる。折り合いの付け方をより明確に表現し、言語化するためには、IMC当事者との対話的なインタビューが必要であろう。マイノリティ集団間のつながりの織りなし方を具体的に検討するために、今後、様々なIMC当事者へのインタビュー調査を行い、当事者の語りから相克の実際とそれぞれの折り合いの付け方を探していきたい。その上で、今回提示した織りなす試みについても、改めて検討したい。

本稿では、可能な範囲でIMCとマイノリティ集団間のつながりを織りなす試みについて整理を行った。本稿の議論が今後、多くの研究者による批判的な検討・考察の一助となることを願っている。

### 注

- i 上野は「社会的弱者集団間の関係を相互差別」と整理しているが、本稿においては、上野の「社会的弱者集団間」を「マイノリティ間」、「相互差別」を「相克」に包摂される事象として整理する。「相互差別」ではなく、「相克」を用いるのは「相互差別」という枠組みでは捉えきれない事象があるからである。例えば本稿におけるマイノリティ集団である宗教（ユダヤ・キリスト・イスラーム各派）における、宗教上の信念による同性愛者・同性婚への嫌悪がある。これは宗教上の信念による嫌悪であり、社会構造上の差別（例えば社会的文化的に作られた性差を事由とするジェンダー（女性）に対する差別）とは異なり、社会構造の変革のみでは解決できない事由を含んでいる。よって、本稿においては「相互差別」ではなく「相克」という用語を用いる。
- ii <https://www.moj.go.jp/JINKEN/kadai.html>  
(2022年2月12日閲覧)
- iii <https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken25.html>  
(2022年2月12日閲覧)
- iv 法務省のホームページ並びに令和3年度版人権の擁護において言及されているマイノリティのうち、「刑を終えて出所した人」「インターネットによる人権侵害」「北朝鮮によって拉致された被害者等」「人身取引」「東日本大震災に起因する人権問題」のマイノリティは相克の議論に踏み込むための前提である研究の蓄積が不十分（論文検索サイト、Ciniiでの検索結果は次の通り。刑を終えて出所した人1件。インターネットによる人権侵害9件。北朝鮮当局によって拉致された被害者等4件。人身取引331件（海外の研究を含む）。東日本大震災に起因する人権問題0件。（2022年5月20日検索））であるため本稿においては含めない。なお、「東日本大震災に起因する人権問題」のキーワードでのCinii検索結果は0件であったが、「東日本大震災 人権」で検索をかけた場合132件がヒットした（2022年5月20日検索）。このように、検索をかける用語によって検索結果数は異なるため、今回のCinii検索結果のみをもって研究の蓄積が不十分であるとは言い切れない。この点も今後の課題とする。また、「ホームレス」については厚生労働省の「ホームレスの実体に関する全国調査」より2001年の24,090人に対し2021年の3,824人と過去20年で数が大きく減少していることに加え、配慮・支援を受けてマイノリティから脱却することが他の境界と比べ容易であることから今回は含めない。「犯罪被害者等」については日常生活において配慮・支援が必要であるマイノリティではあるが、今後の課題とし今回は含めない。
- v たとえば同性婚をしたフランス人の牧師など。

- 「In French first, same-sex Protestant pastors get married」  
<https://www.france24.com/en/live-news/20210726-in-french-first-same-sex-protestant-pastors-get-married>  
 (2021年8月27日閲覧)
- vi 「女性の自己決定権」と「(しょうがいの有無を問わない) 胎児の生命権」の相克については井上と加藤の論争(江原由美子編『生殖技術とジェンダー』収録)があり、軽々に結論を出せるものではない。
- vii 「胎児が重度の精神または身体の障害の原因となる疾病または欠陥を有しているおそれが著しいと認められるもの」という事由を人工妊娠中絶の適応事由として加えること。
- viii 「新型出生前診断 条件付きで全年齢に対象拡大案 22年春以降実施へ」(1/31(月)21:36配信) 毎日新聞の記事によると「特定の疾患の排除や命の選別を助長する恐れがあり、慎重な運用が求められる」とある。  
<https://news.yahoo.co.jp/articles/4bfb1b8358e2fe1aac59fc09e509d04549626b0c>  
 (2022年2月12日閲覧)
- ix <https://jp.weforum.org/reports/global-gender-gap-report-2021>  
 (2022年2月12日閲覧)
- x ILGA Worldによると2020年12月現在、少なくとも60以上の国と地域で同性愛は違法である。  
<https://ilga.org/map-sexual-orientation-laws-december-2020> (2022年2月10日閲覧)
- xi この事例については小林(2021) p16-30が詳しい。
- xii このような表現は、質的心理学における、やまだようこによる記述に影響を受けての表現である。たとえば、やまだ(2002)は、多くのイメージ画の分析の過程で「個々人が描いたイメージは他のイメージと補完したり響きあったり対照したりして大きな織物のなかに位置づけることができる」(やまだ2002:120)と述べている。
- xiii ホールが提唱したディアスポラ・アイデンティティは本稿でこれまで取り上げてきた先行研究における「変容する過程としてのアイデンティティ」という捉え方に大きな影響を与えている。
- xiv Tokyo Rainbow Pride 参照。  
<https://tokyorainbowpride.com/>  
 (2022年2月12日閲覧)
- 参考・引用文献**
- 秋富創(2018)「社会的弱者・マイノリティ研究についての一視角(1)ーグローバルゼーション・国民統合・中間団体ー」『青山学院女子短期大学紀要』第72輯,35-48.
- 稲原美苗(2020)「障害はどのような経験なのか? 生きづらさのフェミニスト現象学」稲原美苗、川崎唯史、中澤瞳、宮原優編『フェミニスト現象学入門』ナカニシヤ出版.
- 江原由美子編(1996)『生殖技術とジェンダー』勁草書房.
- 岩間暁子・ユヒョジョン編(2007)『マイノリティとは何かー概念と政策の比較社会学ー』ミネルヴァ書房.
- 上野千鶴子(1988)『女遊び』学陽書房.
- 上野千鶴子(1995)「複合差別論」『岩波講座現代社会学 15 差別と共生の社会学』岩波書店.(再録:上野千鶴子(2015)『差異の政治学:新版』岩波書店,357-395.)
- 葛西真記子・小渡唯奈(2018)「『性の多様性を認める態度』を促進する要因ーセクシュアルマジョリティへのインタビュー調査ー」『鳴門教育大学研究紀要』第33巻,50-59.
- 葛西真記子(2019)「マイノリティ共感(Inter-minority Empathy)ー『性の多様性を認める態度』に関連する要因」『鳴門教育大学研究紀要』34,136-141.
- 川橋範子・黒木雅子(2004)『混在するめぐみ:ポストコロニアル時代の宗教とフェミニズム』人文書院.
- 川橋範子(2016)「フェミニスト人類学がまなざす女性と宗教」川橋範子・小松加代子編『宗教とジェンダーのポリティクス』昭和堂.
- 工藤万里江(2022)『クィア神学の挑戦ークィア、フェミニズム、キリスト教』新教出版社.
- 熊本理抄(2020)『被差別部落女性の主体性形成に関する研究』解放出版社.
- 小林昭博(2021)『同性愛と新約聖書:古代地中海世界の性分化と性の権力構造』風塵社.
- 佐々木那津・津野香奈美・日高結衣・安藤絵美子・浅井裕美・櫻谷あすか・日野亜弥子・井上嶺子・今村幸太郎・渡辺和広・堤明純・川上憲人(2021)「日本人女性労働者の就労上課題となる生物心理社会的な要因、制度利用状況、期待する職場での研究テーマのニーズ:患者・市民参画(PPI:Patient and Public Involvement)の枠組みを用いたインターネット調査による横断研究」『産業衛生学雑誌』63(6),275-290.
- 清水晶子(2021)「『同じ女性』ではないことの希望ーフェミニズムとインターセクショナルリティ」岩淵功一編『多様性との対話』青土社.
- 白石雅紀・酒井美里・戸田有一(2021)「複合マイノリティに関する諸課題の検討ームスリム SOGI マイノリティー」『東京未来大学研究紀要』第15号,79-92.
- 立岩真也(2019)『弱くある自由へ:自己決定・介護・生死の技術 増補新版』青土社.
- 田島靖則(2006)「生命主義とキリスト教ー米国の中絶論争に学ぶー」『ルーテル学院研究紀要』No.40,19-30.
- 店田廣文・岡井宏文(2015)「日本のイスラームームスリム・コミュニティの現状と課題」『宗務時報』119,1-22.
- 中村敏子(2021)『女性差別はどう作られてきたか』集英



社新書.

萩野美穂 (2014) 『女のからだ：フェミニズム以後』 岩波書店.

ベティ・フリーダン著, 三浦富美子訳 (1965) 『新しい女性の創造 改訂版』 大和書房.

堀江有里 (2006) 『「レズビアン」という生き方：キリスト教の異性愛主義を問う』 新教出版社.

堀江有里 (2015) 『レズビアン・アイデンティティーズ』 洛北出版.

やまだようこ (2002) 「現場心理学における質的データからのモデル構成プロセス－『この世とあの世』 イメージ画の図像モデルを基に」『質的心理学研究』 第1号, 107-128.

横田弘 (2016) 『障害者殺しの思想 増補新装版』 現代書館.

Bloom, Paul (2016) Against Empathy: The Case for Rational Compassion, Harper Collins Publisher. (= 2018, 高橋洋訳 『反共感論：社会はいかに判断を誤るか』 白揚社.)

Butler, Judith (1990) Gender Trouble: Feminism and the Subversion of Identity, Routledge. (= 2018, 竹村和子訳 『ジェンダー・トラブル』 青土社.)

Butler, Judith (2015) Notes Toward a Performative Theory of Assembly, Harvard University Press. (= 2018, 佐藤嘉幸・清水知子訳 『アセンブリ：行為遂行性・複数性・政治』 青土社.)

Crenshaw, Kimberle (1991) Mapping the Margins: Intersectionality, Identity Politics, and Violence against Women of Color, Stanford Law Review, Vol. 43, No. 6 (Jul., 1991), pp. 1241-1299.

Ekins, Richard & King, Dave (2006) The Transgender Phenomenon, SAGE Publications.

Fone, Byrne (2000) Homophobia: A History, Picador USA, Metropolitan Books.

Fukuyama, Francis (2018) Identity: The Demand For Dignity And The Politics of Resentment, Farrar, Straus and Giroux. (= 2019, 山田文訳 『IDENTITY』 朝日新聞出版.)

Gilroy, Paul (1987) There Ain't No Black in the Union Jack, Routledge, Routledge Classics Edition 2002. (= 2017, 田中東子・山本敦久・井上弘貴訳 『ユニオンジャックに黒はない：人種と国民をめぐる文化政治』 月曜社.)

Hall, Stuart (2017) The Fateful Triangle: Race, Ethnicity, Nation, Harvard University Press.

Hall, Stuart & Schwarz, Bill (2018) Familiar Stranger: A Life between Two Islands, Penguin. (= 2021, 吉田裕訳 『親密なるよそ者：スチュアート・ホール回想録』 人文書院.)

Hall, Stuart (2019) Essential Essays Volume1: Foundations of Cultural Studies, Duke University Press.

Hall, Stuart (2019) Essential Essays Volume2 :Identity and Diaspora, Duke University Press.

Hill Collins, Patricia & Bilge, Sirma(2020) Intersectionality, Polity Press. (=2021, 小原理乃訳, 下地ローレンス吉孝監訳 『インターセクショナリティ』 人文書院.)

Hoffman, Martin(2000)Empathy and Moral Development: Implications for Caring and Justice, Cambridge University Press.

Kenny, Michael (2004) The Politics of Identity: Liberal Political Theory and the Dilemmas of Difference, Polity Press. (=2005, 藤原孝・山田竜作・松島雪江・青山円美・佐藤高尚監訳 『アイデンティティの政治学』 日本経済評論社.)

Lim, Daniel & Desteno David (2016) Suffering and Compassion: The Links Among Adverse Life Experiences, Empathy, Compassion, and Prosocial Behavior, Emotion. Advance online publication.

Lauretis, Teresa de (1991) Queer Theory: Lesbian and Gay Sexualities An Introduction, Differences: A Journal of Feminist Cultural Studies 3.2.

Procter, James(2004)Stuart Hall, Routledge (= 2006, 小笠原博毅訳 『スチュアート・ホール』 青土社.)

Wester, Emelie (2017)Between Allah and Me: God Is the Judge, Uppsala University, Sweden, Master Thesis.

Young, Iris Marion (1990) Justice and the Politics of Difference, Princeton University Press. (= 2020, 河村真実・山田祥子訳, 飯田文雄・菊田真司・田村哲樹監訳 『正義と差異の政治』 法政大学出版局.)

Zaki, Zamil (2019) The War for Kindness: Building Empathy in a Fractured World, Broadway Books New York. (= 上原裕美子訳 『スタンフォード大学の共感の授業：人生を変える「思いやる力」の研究』 ダイアモンド社.)

\* 英字文献の翻訳は邦訳書を参照した。

## 謝辞

本論文の査読をしてくださった先生方、ならびに本学の保育・教職センター紀要委員会の先生方に心より感謝を申し上げます。また、本論文の作成にあたり貴重なご意見をたまわりました、長澤貴先生（鈴鹿大学短期大学部）、葛西真記子先生（鳴門教育大学）、東田全央先生（淑徳大学）にも、心より御礼を申し上げます。

なお、本研究は JSPS 科研費 22K02016 の助成を受けたものです。

(しらいし まさのり) 東京未来大学  
(とだ ゆういち) 大阪教育大学